

令和5年2月8日  
鳥山総合支所  
危機管理部

## オウム真理教問題対策（状況）について

### 1 現地の状況

信者の居住状況について、関係機関からの情報では、GSハイム鳥山（南鳥山6-30-19）に「ひかりの輪」信者5名程度が居住している模様である。

### 2 オウム真理教問題講演会の開催結果

日 時	令和4年12月9日（金）午後3時45分～5時
場 所	玉川区民会館「玉川せせらぎホール」
演 題	「オウム真理教問題を風化させない」
講 師	公安調査庁職員
参加者数	100名

### 3 オウム真理教対策関係市区町連絡会の要請行動

日 時	令和4年12月20日（火）午後5時～5時45分
要 請 先	法務大臣、公安調査庁長官
要 請 内 容	別紙1及び別紙2のとおり
参 加 者	足立区長をはじめ、市区長連絡会の自治体担当者及び足立区、世田谷区、石川県金沢市、滋賀県甲賀市の住民協議会代表、国会議員や都・区議会議員など42名

### 4 その他

#### (1) 「アレフ」に対する公安調査庁の再発防止処分請求

公安調査庁は1月30日、「アレフ」が団体規制法で定められている報告すべき事項の一部を報告しておらず、度重なる指導にも応じないため、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難になっていることから、令和3年10月以来2回目の再発防止処分を公安審査委員会に請求した。請求が認められた場合には、施設の使用や金品等の贈与を受けることが6か月間禁止され、活動が大幅に制限される。

## 要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）は、いかなる名義を問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。  
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、その引き渡しを求める訴訟が提起されたことを承知しているところ、遺骨をめぐる問題が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すこと。

令和4年12月20日

法務大臣 齋藤 健 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会  
会長（足立区長） 近藤 や よ い

## 要 請 書

オウム真理教（アレフ、ひかりの輪、山田らの集団）対策は、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づく国の対応が前提ですが、いまだ、地域住民の不安は払拭されず生活の平穏が脅かされています。

オウム真理教対策関係市区町連絡会は、地域住民の不安解消を図るため、当該団体の活動に対する規制を強化するとともに活動停止・解散に向けた、以下の事項について法整備を行い、適切な措置を講ずるよう要請いたします。

- 1 団体規制法に基づく、観察処分を更新すること。併せて、団体規制法の観察処分について、「3年を超えない期間を定めて処分を行うことができる」としているが、この観察処分の期限を撤廃すること。
- 2 観察処分を受けた団体が不動産を取得する場合（借受を含む）は、いかなる名義を問わず、団体規制法第8条を適用し禁止すること。
- 3 裁判所が執行する不動産競売への入札について、団体規制法第8条第1項第7号の規定に基づき、規制対象団体の役職員及び構成員は参加できないようにすること。  
また、役職員及び構成員であることが判明した場合は、裁判所が売却を不許可とする処分を行うか、売却許可後であっても公安審査委員会または公安調査庁や地方公共団体等から売却許可の取り消しの申し立てができるよう法整備を行うこと。
- 4 観察処分を受けた団体に対し、その活動および施設に関する情報を関係自治体に開示するよう義務付けること。
- 5 団体規制法に解散命令の規定を設けること。
- 6 観察処分を受けた団体が、団体規制法第5条で定められている報告すべき事項を報告しない場合は、公安調査庁は、速やかに公安審査委員会に再発防止処分の請求を行うこと。
- 7 麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨について、その引き渡しを求める訴訟が提起されたことを承知しているところ、遺骨をめぐる問題が大きな社会不安に発展しないよう万全を期すこと。

令和4年12月20日

公安調査庁長官 和田 雅 樹 様

オウム真理教対策関係市区町連絡会  
会長（足立区長） 近 藤 や よ い

# オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域  
オウム真理教対策  
住民協議会

## 新年のご挨拶

烏山地域オウム真理教対策住民協議会

会長 古馬 一行

あけましておめでとございます。  
コロナ禍も4年目に入ります。皆様にはご不自由な生活から脱却し、日常を取り戻しつつあるのかと拝察いたします。

当協議会も昨年、リサイクルバザーは開催できませんでした。抗議集会は2回、開催いたしました。デモは人数が声を上げるという事で自粛いたしました。オウム対策住民協議会ニュースも世田谷全域に4回、発行する事が出来ました。今は、「ひかりの輪」(オウム真理教の後継団体)が居住する施設の前を通っても信者の姿はまず見ることはありません。夜に裏の道を行くと上祐の部屋以外は洗濯物も干してあるし電気がついていたりして、やっと生活感を感じます。

「烏山をオウム真理教の拠点には

させない」脱会・解散こそ真の反省 私達は信者の社会復帰を待っている」これは烏山区民センターの建物両サイドにある懸垂幕の文言です。20数年前に作ったものがボロボロになって作り直した物です。普段はいつも見慣れていて考えたりしません。世田谷区の応援も本当に強力だとしみじみ思います。ありがたいことです。こうした応援があつて我々の活動が出来るという事に改めて感謝するところです。

### 麻原の遺骨

さて、オウム真理教の問題の中で浮上してきたのは、死刑になった麻原の遺骨の問題です。麻原の遺骨は死刑執行の後、府中の焼き場で茶毘に付され、東京拘置所に保管されていました。遺骨は死刑執行前に麻原に確認すると、四女を指名したとされています。四女は遺骨を海に散骨したいと話していたようです。

麻原と妻の間には二男、四女がおり、その内、長女と四女は教団から離れています。当初、長男に麻原後継を考え

ていたようですが、途中で次男に方向転換したようです。その中で長男、次女、三女が、単に遺骨を家族として持っていたいと主張し、次女が代表となつて遺骨を受け取るのは私であると裁判を起し、最高裁まで争って21年7月に勝訴しました。しかし、遺骨が引き渡されないで、再度22年10月に遺骨と遺髪を引き渡しを求めて裁判を起しています。

法務省が懸念しているのは、一度渡した遺骨が家族の元へと言っても結局アレフや山田らの集団に渡り、そこに作つたお墓が聖地となり、益々オウム真理教を強固なものにし、活発化しかねないということです。法務省には厳しい裁判だと思いますが、奮闘を期待しています。

そこでオウム真理教犯罪被害者支援機構の副理事長の中村裕二氏が国に対して、遺骨を渡さないでほしいという要請書を出すことになり、当住民協議会に対しても協力をしてほしいとの要請があり、快諾いたしました。我々ができることはほんの僅かですが、協力していきたいと思えます。

今年こそはコロナ禍から脱却して、普通の生活に戻り、住民協議会も通常の活動に戻したいと思えます。皆様方の変わらぬご支援とご協力を今年もよろしくお願いいたします。

## 法務大臣、公安調査庁長官に要請

令和4年12月20日、午後5時より「オウム真理教対策関係市区町連絡協議会」は、地域住民の不安解消を図るため、オウム真理教(アレフ・ひかりの輪・山田らの集団)の活動に対する規制の強化と活動停止・解散に向けた法整備を行うよう要請書を齋藤法務大臣と和田雅樹公安調査庁長官に手渡しました。

要請行動には、全国26市区町が加盟している連絡協議会とオウム真理教対策議員連盟、住民協議会から石川県金沢市、滋賀県甲賀市、足立区、世田谷区の4団体も同行し、総勢42名もの参加者となりました。

法務大臣と公安調査庁長官との懇談では、議員連盟からも、地域住民の不安が払拭されるように住民の声に耳を傾け、風化を防ぎ、国民の安全・安心を守るようにとの発言がありました。各住民協議会からも、安

全な街づくりに向け、住民は監視活動を継続し、我々の代でこの活動を終わりにするために法整備を強化して欲しい。麻原彰晃こと松本智津夫元死刑囚の遺骨の引き渡しをめぐる問題が大きな社会不安に発展しないよう万全を期して欲しいと訴えました。

令和6年1月末で7回目の観察処分期限が終了します。要請書にも、この観察処分の期限を撤廃する事を要請しています。この要請行動が、法整備へ向けて一日でも早く実るように切に願います。



▲要請書を近藤足立区長から齋藤法務大臣に手渡す

# 第45回 抗議集会・学習会を開催

昨年11月12日、今年度2回目の抗議集会・学習会を烏山区民センター前広場とホールで165名もの参加を得て実施しました。

5月に引き続き新型コロナウイルスの感染対策としてデモは行わず広場で抗議文を読み上げ、古馬会長と保坂世田谷区長や下山世田谷区議会議員、中村区議会特別委員会委員長と共に、ひかりの輪の居住施設に抗議文を投函しました。

その後ホールでは、警視庁捜査一課でオウム真理教の起こした一連の事件捜査に直接携わった、元刑事の原雄一氏による学習会を行いました。



## 抗議文

オウム真理教が烏山に移り住んで22年が経とうとしている。オウムからアレフに名前を変え、そして更にひかりの輪として分裂し活動が続いている。ひかりの輪はアレフとは違った活動だというのが、アレフの元代表が言うことを信じられる訳がない。観察処分からの言い逃れとしか聞こえない。我々は、コロナ禍でも監視活動を止める事はない。6500人も被害者を出した地下鉄サリン事件を忘れることはないからである。

コロナ禍でひかりの輪はネットを使った布教に力を入れているようだ。自分の説法を動画配信している。こうした手法は道場に信者を集めて、その様子を多くの視聴者に流すから効果があるのだ。自分は道場に居て、ネットだけの説法では、興味を持つ人がいたとしても初めだけで、次第に飽きられてしまうだろう。

ここ数年で福岡の道場と千葉県鎌ヶ谷の道場を閉鎖した。道場と言っても信者が生活しながら、隣の部屋で布教活動をする場だ。そこにかかる費用は部屋代と水道光熱費で、その道場を閉鎖するという事は、収入に繋がる信者が減り、道場を維持する費用も賄えないという事の現れだ。信者の数も、表向きの数字からかなり落ち込んでいるのだろう。

いつまでこのような生活を続けるのか。早く解散したらどうか。それぞれが自分の実家へ帰ってもう一度やり直せばいい。我々もこのコロナ禍が終われば、今より強い監視と抗議活動を行っていく。

今後もひかりの輪が、このまま活動が続けるのであれば、我々は解散・解体するまで粘り強く闘うことを宣言する。

令和4年11月12日

烏山地域オウム真理教対策住民協議会  
会長 古馬一行

## 「オウム真理教捜査を振り返って」

事件の始まりは平成元年11月4日、横浜の坂本堤弁護士一家殺害事件で、数々の証拠があったにも拘わらず当時は失踪事件として扱われたこと、それ以降の松本サリン事件など種々の化学兵器や薬物を使った事件を具体的に例示されました。

平成7年3月20日の地下鉄サリン事件では、霞ヶ関駅を通過する地下鉄3路線5車両にサリンが撒かれ、警視庁の屋上で直ぐに「サリン」だと解析した様子が語られました。また、事件の翌日から捜査開始となった過程や麻原逮捕当日の第6サティアンでの状況など生々しい様子が紹介されました。

麻原の逮捕後、拘置所周辺に住民票を虚偽異動した信者もいました。平成24年に特別手配の3人が逮捕され、一連の事件が終結を迎えました。

最後に、オウム真理教はこの様な危険な事件を起こした団体だったと知ってほしいと結びました。

## <学習会及び協議会活動への感想>

【学習会・実施日】 令和4年11月12日(土)  
【参加回数】 ・初めて(19) ・2回目(13)  
・3回目(9) ・4回目(3) ・5回目(4)  
・6回目(0) ・7回目(1) ・8回目(2)  
・9回目(0) ・10回以上(21) ( )内は人数

～以下、学習会アンケートから一部抜粋～

- \*これまで知らなかった事件もあり、生々しい逮捕現場の話はなかなか聞ける話ではないと思う。信者(若い人々)の中には後悔している人もいたとか。自分が作られている部品が何になるか知らなかった等、当時の状況が浮き上がってきた。
- \*犯行当時のオウムがどのような状態だった

が、そこで何があったのかを生々しく講演していただき改めてマインドコントロールされた集団の危険さを実感した。再びあの様な犯罪が起きないように、当時の事を振り返り学習するのは意義あると感じた。

- \*捜査・取り調べの経過の詳細は、今も続く宗教絡みの被害の予防にも生かされる大変貴重な情報と感じた。
- \*世の中の記憶も薄れあの大変な事件も知らない人も増えてきましたが、これからも活動を続けてください。
- \*コロナ禍の中での活動御苦労さまです。初めての参加ですが、この活動があるからこそ今があります。カルト集団がなくな

る事を願っています。

- \*本当に頭が下がる思いです。私はひかりの輪の脱会支援をしていますが、今でも相談はあり、オウムの頃とたいして変わらない実態があります。監視活動は必要です。
- \*教団の人からは住民の目が一番いやな事だと思えます。引き続き活動は続けたほうが良いと思えます。
- \*オウム対策は忘却とのたたかいである事を集会の度に感じます。今年は世紀に渡り国民の心・体・金をしぼり取っている宗教団体がようやくクローズアップされたので、この気運を利用してオウム対策も一気に動かせればと切に願います。

— 訃報 — 当協議会名誉会長の倉本俊幸氏が令和5年1月4日にご逝去されました。享年93歳。謹んで心よりご冥福をお祈り申し上げます。

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。